

仕 様 書

京都市 環境政策局 適正処理施設部 施設整備課

(担当：沼田、濱口 電話：２２２－３９７２)

件 名	京都市次期クリーンセンター整備事業に係る地歴調査業務委託
契 約 期 間	契約日の翌日から令和９年３月３１日まで
契 約 条 件	別紙仕様書のとおり

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

京都市次期クリーンセンター整備事業に係る
地歴調査業務委託

仕様書

令和8年6月

環境政策局 適正処理施設部 施設整備課

－ 目 次 －

第 1 一般事項

- | | |
|--------------|----------|
| 1 委託業務等名 | 11 助言等 |
| 2 調査対象地 | 12 業務管理 |
| 3 履行期間 | 13 提出書類 |
| 4 用語の定義 | 14 履行確認 |
| 5 業務の概要 | 15 支払条件 |
| 6 関係法令等の遵守 | 16 秘密の保持 |
| 7 本委託業務の実施体制 | 17 疑義等 |
| 8 費用の負担 | |
| 9 資料の貸与及び返却 | |
| 10 補正 | |

第 2 委託内容

- 1 土壌汚染対策法に基づく地歴調査
 - (1) 情報の入手・把握の実施
 - (2) 試料採取等対象物質の種類の特定及び土壌汚染のおそれの区分の分類
 - (3) 試料採取等を行う区画の選定
- 2 土壌中のダイオキシン類に係る資料等調査等
 - (1) 資料等調査
 - (2) 試料採取計画の作成
- 3 打合せ
- 4 報告書作成

別図 1

様式 1 から 7

仕様書

京都市 環境政策局 適正処理施設部 施設整備課
(担当：沼田、濱口 電話：075-222-3972)

第1 一般事項

1 委託業務等名

京都市次期クリーンセンター整備事業に係る地歴調査業務委託

2 調査対象地

対象地：京都市西京区大枝沓掛町26番地他（京都国際文化観光都市建設計画ごみ処理場4号
京都市西部クリーンセンター）

敷地面積：約87,000 m²（別図1参照）

※ 対象地は進入道路を経由して国道9号に接続している。

※ 昭和46年10月から平成17年3月までの期間はごみ焼却施設（600t/日）として、平成19年10月から令和5年3月までの期間はその他プラスチック製容器包装の選別・圧縮・梱包施設として稼働していた。

※ 現在は、選別・圧縮・梱包施設を休止し、資源物として収集したプラスチック類を中間処理業者に引き渡し、再商品化を図るための中継基地として活用中。

3 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

4 用語の定義

(1) 監督員

監督員とは、本市が本委託業務等について選定した総括監督員、主任監督員及び担当監督員を称している。特に本市が提示しない場合は次のとおりとする。

ア 総括監督員 施設整備課 課長

イ 主任監督員 施設整備課 環境調査係長

ウ 担当監督員 施設整備課 環境調査係 係員

(2) 承諾

承諾とは、受注者が監督員に対し、申し出た事項について、監督員が了解することをいう。

(3) 指示

指示とは、監督員が受注者に対し、必要な事項を示すことをいう。

(4) 協議

協議とは、監督員等と受注者が結論を得るために合議し、その結果を残すことをいう。

(5) 打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するために受注者と監督員が面談により、業務の方針及び条件の疑義を正すことをいう。

5 業務の概要

- (1) 調査対象地において、土壤汚染対策法に基づく地歴調査を行うとともに、同調査結果を踏まえた表層調査の試料採取計画を策定し、土壤汚染対策法第4条第2項の報告または、土壤汚染対策法第14条の申請を行うことを想定した報告書を作成する業務を委託するものである。
- (2) (1)と同時に、調査対象地において、土壤中のダイオキシン類に係る資料等調査等を行い、「工場・事業場におけるダイオキシン類に係る土壤汚染対策の手引き（令和元年6月環境省水・大気環境局土壤環境課）」に基づく「資料等調査」及び「試料採取計画の作成」に関する報告書を作成する業務を委託するものである。
- (3) 本委託業務の詳細は、「第2 委託内容」によるものとする。
- (4) 本仕様書に掲げる業務以外の業務が発生した場合には、別途契約するものとする。

6 関係法令等の遵守

受注者は、業務の履行に当たり、以下の関係法令等に基づき業務を行うこと。

- ・ 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号、改正：令和4年法律第68号）
- ・ 土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号、改正：令和5年政令第304号）
- ・ 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号、改正：令和6年環境省令第17号）
- ・ 土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号）
- ・ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）（令和4年8月環境省水・大気環境局 水環境課土壤環境室）
- ・ 土壤汚染状況調査における地歴調査について（平成24年8月17日付け環水大土発第120817003号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知、改正平成29年3月31日付け環水大土発第1703318号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知）
- ・ 工場・事業場におけるダイオキシン類に係る土壤汚染対策の手引き（令和元年6月環境省水・大気環境局土壤環境課）

なお、本委託業務等の履行期間中に、新たな関係法令及び通達等が施行され、業務内容を変更する必要が生じた場合は、協議し決定するものとする。

7 本委託業務の実施体制

本委託業務は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関として、「指定調査機関に関するガイドライン」（令和7年4月改訂、環境省）に基づく業務品質管理体制を明らかにすること。

8 費用の負担

次に掲げる費用は、受注者の負担とする。

- (1) 本業務を履行するために必要な調査等に係る人員物資の移動、運搬及び報告書の作成・提出に係る費用
- (2) 本業務を履行するために必要な資器材等の確保に係る費用
- (3) 打合せ、調査結果の報告説明等のための本市施設への訪問に伴う交通費
- (4) 本市の施設・職員及び第三者等に損害を与えた場合、復旧する費用及び補償
- (5) 官公署等に対する書類の作成及び届出等の手続きに必要な費用
- (6) 受注者の本委託業務の履行不備によって発生したと認められる不具合についての修復費用

(7) その他、本業務の履行に必要な費用

9 資料の貸与及び返却

- (1) 本市は、業務の実施に必要な資料を、受注者に貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、直ちに返却するものとする。
- (3) 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷させてはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受注者は、仕様書等に定める守秘義務が求められる資料等については、複写してはならない。

10 補正

受注者は、業務完了後といえども、受注者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、本市が指定する期日までに訂正、補正その他の措置を行わなければならない。

11 助言等

調査結果により、土壌調査を実施する必要があると認められた場合、受注者は土壌調査の実施方法及び土壌処理方法等について、本市に助言するものとする。

12 業務管理

(1) 調査対象地への立入り

受注者は、業務の遂行のため、調査対象地に立ち入る際には、あらかじめ監督員に報告するとともに、十分な安全対策を講じること。

(2) 作業時間

調査対象地での作業時間は、原則として午前9時から午後4時30分までとする。ただし、作業工程等の都合により、監督員が承諾した場合は、この限りではない。

(3) 災害、事故時の対応

委託業務等の遂行中に発生した災害・事故については、受注者が全責任を負うものとする。災害等が発生した場合は速やかに適切な措置を実施し、被害状況、原因及び対応を監督員に報告し、必要に応じて安全計画書を提出すること。

13 提出書類

受注者は、次の各段階で次に掲げる書類を（部数指定の場合を除き）各1部提出すること。

(1) 業務着手前

契約後、速やかに次の書類を提出し、監督員の承諾を得ること。

ア 委託契約書の写し

イ 委託料内訳書

ウ 担当技術者通知書・変更通知書（様式1）

エ 担当技術者経歴書（様式2）

オ 予定工程表（様式3）

カ 業務計画書

業務計画書は調査内容を文書化したものとする。

キ 体制表（緊急連絡先及び再委託先がある場合はそれを含む）（様式4）

ク 資格、免許等の写し

資格、免許等が必要な作業がある場合は、該当作業の従事者の該当作業に関する資格、免許等の写しを提出すること。

ケ 再委託承諾申請書（該当がある場合）（様式5）

再委託承諾申請書には、次の書類を添付すること。

(7) 履行能力を証明する書類

再委託する業務内容に、技術条件が付されている場合及び資格、免許等が必要な場合は、履行能力を証明する書類として、資格、免許等の写しを提出すること。

(i) 履行の質を担保する書類

過去の同種調査の履行実績を確認できる書類を提出すること。

(2) 業務履行中

受注者は、監督員と打合せを行った場合は、速やかに打合せ記録を作成し、そのつど監督員に提出すること。

(3) 業務完了時

業務完了時に次の書類を提出し、監督員の承諾を得ること。

ア 地歴調査報告書（土壌汚染対策法に基づく地歴調査）

入手した各種情報等を地歴調査報告書としてまとめる。また、試料採取等対象物質ごとに試料採取位置を示した試料採取地点図とともに土壌採取の計画を作成する。

なお、成果物の提出部数は2部とし、電子媒体（CD-R等）を合わせて提出する。

イ 資料等調査報告書（土壌中のダイオキシン類に係る資料等調査）

入手した各種情報等を資料等調査報告書としてまとめる。また、試料採取位置を示した試料採取地点図とともに土壌採取の計画を作成する。

なお、成果物の提出部数は2部とし、電子媒体（CD-R等）を合わせて提出する。

※ ア及びイについては、提出部数はそれぞれ2部とし、電子媒体（CD-R等）を合わせて提出すること。

ウ 業務完了届（様式6）

エ 請求書（様式7）

14 履行確認

受注者は、業務完了時に地歴調査報告書を提出し、担当技術者立会いのもと監督員による履行確認を受けるものとする。

15 支払条件

支払回数は業務完了後の一括支払とし、前払金の支払は行わない。

16 秘密の保持

(1) 秘密保持の義務

本市及び受注者は、本委託業務等を通じて知り得た個人情報等の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本委託業務等の履行に当たる受注者の従事者も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

(2) 契約終了及び解除の場合

前項の規定は、契約が終了又は解除された後においても同様とする。

17 疑義等

業務上発生した疑義については、協議のうえ対処するものとする。

第2 委託内容

1 土壤汚染対策法に基づく地歴調査

調査対象地において、次期クリーンセンター整備にあたり、土壤汚染対策法に基づく地歴調査を実施することで土壤汚染のおそれを推定し、汚染のおそれの程度に応じた区分分けを行うとともに、適用法令等に基づき得られたデータ等を今後の土壤調査の基礎資料として活用することを目的とするものである。実施にあたっては、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に準ずること。

(1) 情報の入手・把握の実施

資料調査、関係者からの聴取等の方法により、特定有害物質による土壤汚染のおそれを推定し、汚染のおそれの由来ごとに区分するために有効な情報を収集する。

ア 資料調査

調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するため、有効な情報が記載された既存資料（紙媒体または電子媒体等）、以下のような公的な環境関連情報、及び土地利用の履歴に関する情報を収集し、対象地及び周辺の環境についても資料を収集整理する。

(ア) 一般公表資料等

登記簿謄本、地形図、航空写真、住宅地図、工事記録

(イ) 公的届出資料及び私的資料等

特定有害物質の使用状況について、以下の資料を収集整理

- ・水質汚濁防止法に係る届出書類
- ・瀬戸内海環境保全特別措置法に係る届出書類
- ・有害物質使用特定施設の使用状況等に関する資料
- ・その他法令（ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する法令、P R T R制度、毒物及び劇物取締法、消防法等）に係る届出書類

イ 現地調査

視認等により、調査対象地の範囲を確認し、特定有害物質による土壤汚染のおそれを推定するため、既存資料調査の内容に基づき現地調査により調査対象地の現状および周辺環境の確認を行い、有効な情報を把握する。また、既存資料調査の内容に基づき現地調査により調査対象地の現状および周辺環境の確認を行い、現地の状況等について撮影した写真に説明を加えた写真集等の形で現地調査結果を取りまとめる。

ウ 聴取調査

関係者等からの聞き取りにより、調査対象地における特定有害物質による土壤汚染のおそれを推定するため、有効な情報を入手・把握する。また、ア及びイの調査で不明確な点等を補完するため、詳細を聴取し、聴取調査において把握された情報について、打合せ記録等の形式で取りまとめる。

(2) 試料採取等対象物質の種類の特定及び土壤汚染のおそれの区分の分類

入手・把握した情報により、調査対象地において土壤汚染のおそれがあると認められる特定有害物質の種類を試料採取等対象物質として特定する。また、調査対象地を特定有害物質の種類ごとに、土壤汚染のおそれの程度に応じて次の三つの区分に分類する。

ア 土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地

イ 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地

ウ 土壤汚染が存在するおそれ比較的多いと認められる土地

なお、土壤汚染のおそれの区分の分類にあたっては、入手・把握した情報により確認できる汚染のおそれが生じた場所の位置に関する情報を、現在の地表からの深さとして取りまとめる。

(3) 試料採取等を行う区画の選定

調査対象地の土壤汚染の状況を適切に把握するため、試料採取等を行う区画が恣意的に選定されないよう、ガイドラインに基づき起点、単位区画及び30m格子を設定する。また、土壤汚染のおそれの区分において分類した区分に、単位区画及び30m格子の区分にて設定した単位区画を重ね合わせ、各単位区画に含まれる土地の土壤汚染のおそれの区分に基づいて全部対象区画、一部対象区画及び対象外区画に分類し試料採取等対象物質ごとに試料採取を行う区画を設定する。また、設定した区画に基づき、試料採取地点を設定する。

2 土壤中のダイオキシン類に係る資料等調査等

調査対象地において、次期クリーンセンター整備にあたり、土壤中のダイオキシン類に係る資料等調査を実施するとともに、汚染のおそれの程度に応じた区分に分類し、試料採取地点・深さを設定する試料採取計画の作成を行うことで、得られたデータ等を今後の土壤調査の基礎資料として活用することを目的とする。実施にあたっては、「工場・事業場におけるダイオキシン類に係る土壤汚染対策の手引き」に準ずること。

(1) 資料等調査

関係資料の入手、現地調査・関係者への聴取等の方法により、ダイオキシン類による土壤汚染のおそれの有無及び汚染のおそれが生じた位置・深さ等を把握する。

ア 関係資料の入手

関係資料として、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に係る届出等の関係書類、施設等の配置図、排水や地下水・土壤の分析データ等のダイオキシン類による汚染のおそれを推定するために、有効な情報が記載された既存資料（紙媒体又は電子媒体等）を入手し、その内容を把握する。

イ 現地調査・関係者への聴取等

関係資料から把握した情報を基に現地確認をするとともに、関係者等からの聞き取りを行うことで、土壤採取に必要な情報を把握する。また、現地調査に際しては、現地の状況等について撮影した写真に説明を書き加えた写真集等の形で現地調査結果を取りまとめる。関係者への聴取においては、把握した内容を打合せ記録等の形式で取りまとめる。

(2) 試料採取計画の作成

入手・把握した情報により、調査対象地においてダイオキシン類による土壤汚染のおそれの程度に応じて次の三つの区分に分類する。

ア 土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地

イ 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地

ウ 土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

土壤汚染のおそれの区分の分類にあたっては、入手・把握した情報により確認できる汚染のおそれが生じた場所の位置に関する情報を、現在の地表からの深さとして取りまとめる。

ガイドラインに基づき、起点、単位区画及び30m格子を設定する。分類した区分を重ね合わ

せ、「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」を含む単位区画については、試料採取地点を設定する。

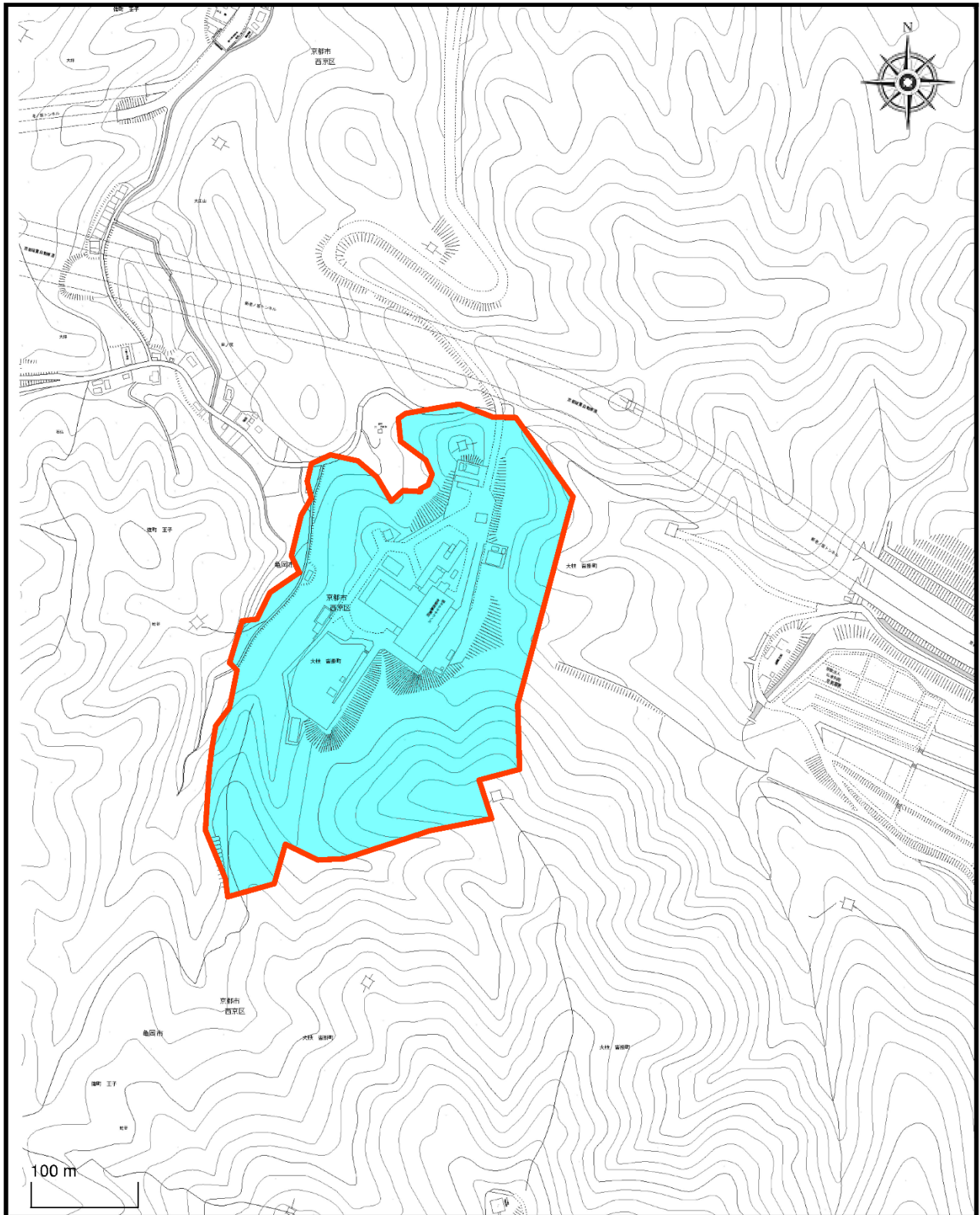
3 打合せ

業務に関する打合せは、業務着手時および成果品納入時に行うものとし、その他、必要に応じて適宜行うものとする。

4 報告書作成

上記 1 から 3 の内容について、「第 1 13 提出書類」のとおり報告書を作成すること。

別図1 (参考)



上図の範囲は参考である。詳細の範囲は、京都市都市計画情報の地図（情報選択は「都市施設（道路、公園等）」にする。）から確認すること。

※ 京都市都市計画情報は「京都市地図情報提供サービス」の「都市計画」から検索可能。

担当技術者 通知書・変更通知書

令和 年 月 日

京 都 市 長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

下記のとおり担当技術者を決定・変更したので、経歴書を添えて通知します。

記

委託業務等名

履 行 場 所

担 当 技 術 者

担当技術者 経歴書

令和 年 月 日

京 都 市 長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

氏 名

資 格

職歴・業務履歴

体制表

令和 年 月 日

委託業務等名

TEL :

営業関係

担当 :
TEL :

担当技術者

TEL :

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

京 都 市 長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

契約の履行に当たり、下記のとおり再委託を行うこととしたいので承諾願います。

記

- 1 委託業務等名
- 2 再委託の内容
- 3 再委託の相手方
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 氏名又は代表者の職・氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
 - (5) 再委託予定金額 (税込み又は税抜きを明記すること)

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

京 都 市 長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

下記のとおり委託業務等が完了しましたので通知します。

記

委託業務等名

履 行 場 所

履 行 期 間

委 託 料

完 了 年 月 日

履行確認印欄	

請求書

税込み請求金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一

円

※ 金額の先頭に「¥」等を記入してください。

(宛先)京都市長

請求日	年	月	日
-----	---	---	---

請求者	住所
	氏名

※ 法人・団体の場合は、所在地、法人・団体の名称、請求権限のある方(代表取締役、理事長、代表者から委任を受けた支店長等)の職名・氏名を記入してください。

請求の概要

請求の内訳	品名、寸法形状、業務内容等	単価及び数量・単位	金額	備考

- [税率が通常と異なる場合]
- 税率改定前取引のため旧税率適用
 - 経過措置により旧税率適用
 - 軽減税率適用

税抜き合計	←端数処理前
税込み請求金額	←1円未満切捨て

※ 「請求の内訳」の欄が足りない場合は、別紙を付けてください。
※ 内税・非課税等の場合は、「税抜き合計」は空欄でも構いません。

振込口座	<input type="checkbox"/> 登録済みの口座(1口座のみ登録)→以下記入不要です。 <input type="checkbox"/> 登録済みの口座(複数口座を登録)のうち、下記の口座→口座番号まで記入してください。 <input type="checkbox"/> 登録していない下記の口座→全て記入してください。											
	金融機関名			店舗名			預金種目			口座番号		
							<input type="checkbox"/> 普通(総合) <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他					
	口座名義(フリガナ)											
口座名義(漢字等)												

※ 原則として、請求者の名義の口座を記入してください。
※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。